

# 賀宝の里白松苑デイサービスセンター

( 地域密着型通所介護事業 )

## 運 営 規 程

R. 3. 10. 1 改訂

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人が設置経営する賀宝の里白松苑デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者」）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上に配慮して行うものとする。

2 日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

### (運営方針)

第3条 当センターにおいて提供する地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿って次のとおりとする。

一 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

特に認知症の状態にある要介護状態にある者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

二 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

- 五 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者  
その他の保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称)

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称：賀宝の里白松苑デイサービスセンター
- 二 所在地：山口市 佐山 158 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名  
センターの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に対し、規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
  - 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者及び家族との相談、サービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携、利用者に対して介護及びその他必要な業務の提供を行う。
  - 三 看護職員 1名以上（訪問看護ステーションすこやかナースとの連携を含む）  
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、必要な処置、その他必要な業務の提供を行う。
  - 四 介護職員 2名以上  
介護職員は、利用者の心身の状況等を把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供を行う。
  - 五 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、利用者が、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練、助言を行う。
  - 六 管理栄養士 1名以上  
管理栄養士は、利用者の食事、栄養に関する相談に応じ、栄養状態の把握、改善指導等を行う。
- 2 その他必要な職員をおくことができる。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までとする。  
(12月31日より1月3日までを除く)
- 二 営業時間：午前8時30分より午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間：午前9時30分より午後4時40分までとする。

四 避難勧告が発令された場合は休業とする。

五 天候（台風・大雪）などにより事業運営が困難と判断した場合は休業とする。

（地域密着型通所介護の利用定員）

第7条 当該センターにおける利用定員は18名を上限とする。

ただし、通所型サービス介護保険相当サービスの利用定員を含む。

（地域密着型通所介護の内容説明及び同意）

第8条 センターは、利用者またはその家族に対し、本規程の概要を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得たうえで署名を受けることとする。

（地域密着型通所介護の内容）

第9条 地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

一 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な援助を行う。

ア．排泄の援助

イ．移動の援助

ウ．入浴の援助

エ．養護（休養）

二 機能訓練

利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア．日常生活動作に関する訓練

イ．レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ．グループワーク

エ．行事的活動

オ．体操

カ．趣味活動

三 健康状態の確認

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。

また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

五 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

\* 入浴形態

- ア. 一般浴槽による入浴
- イ. 特殊浴槽による入浴

\* 介助の種類

- ア. 衣類の着脱
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な介助

六 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- エ. 調理

七. 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. その他必要な相談、助言

(利用料及びその他の費用の額)

第10条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、地域密着型通所介護サービス費用基準額によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法の規定に基づいた負担割合に応じた額とする。

2 その他、次の各号に掲げる費用については、利用者から受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に関する費用 昼食1食につき 553円
- 二 おむつ代 事業所の所有するおむつを提供した場合 実費

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、山口市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が地域密着型通所介護の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項について留意してもらおうよう説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 一 被保険者証の提示

- 二 負担割合証の提示
- 三 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- 四 利用料その他の費用の支払い
- 五 欠席する場合の連絡
- 六 その他所持金品に対する注意事項

(緊急時等における対応)

- 第13条 地域密着型通所介護従事者は、現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。
- 2 利用者に不測の事故が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに近親者及び管理者に報告を行うものとする。管理者は、速やかに関係市町村に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。一方、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取る。また、非常災害に備えるため避難、救出その他必要な訓練を定期的に（年2回以上）行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

- 第15条 地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該地域密着型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第17条 提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第19条 利用者の利用する施設、食器その他の設備、又は飲用に供する水についても定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従事者は、感染症等に関する知識を習得し、感染の蔓延を防止する。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会（特養と一体的）を設置し、虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的実施
- (2) 虐待防止委員会に属する担当責任者を配置
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第21条 事業所は、指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(地域との連携等)

第22条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

一 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

二 従事者は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者、又は家族から求められたときは、これを提示する。

三 利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行ってはならないものとする。

四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正清会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。